

計量器定期検査の実施について

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき,計量器定期検査を次のとおり行うので,同法第21条第2項の規定により告示する。

平成31年4月19日

新潟市長 中 原 八 一

1 検査を行う区域

北 区	北出張所,濁川及び南浜連絡所管内
東 区	全 域
中央区	東及び南出張所管内
江南区	大江山,両川及び曽野木連絡所管内
南 区	味方及び月潟出張所管内
西 区	黒埼出張所管内及び四ツ郷屋地区
西蒲区	全 域

(但し,一部大型はかり及び多数計量器使用事業所は新潟市全域)

2 検査を行う計量器

計量法施行令第10条で定める非自動はかり,分銅及びおもりで,取引及び証明のための計量に使用されるもの。

3 検査実施機関

新潟市指定定期検査機関 一般社団法人 新潟県計量協会

4 検査期日及び会場

期 日	検査会場
5月20日から 12月27日まで	計量器の所在の場所及び市の指定した場所